

【 手術 】**186 大伏在静脈拔去術の算定について**

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

下肢静脈瘤に対するK617－2大伏在静脈拔去術について、大伏在静脈瘤の傷病名や大伏在静脈を抜去した旨の詳記等がない場合であっても、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

一次性（下肢）静脈瘤は、小伏在静脈の弁不全や不全穿通枝によっても発症するが、多くは大伏在静脈の弁不全により発症する。傷病名マスターでは下肢静脈瘤として扱われている。

下肢静脈瘤の手術には、抜去切除術、硬化療法、高位結紮術、静脈瘤切除術、血管内焼灼術等がある。大伏在静脈に対する手術のK617－2大伏在静脈拔去術（ストリッピング）は、下肢静脈瘤手術の一つであり、具体的には、鼠径部から下腿部に及ぶ広範な静脈弁不全を有する下肢静脈瘤に対し、大伏在静脈本幹を引き抜く手術で標準的な根治手術である。

以上のことから、大伏在静脈瘤の傷病名や大伏在静脈を抜去した旨の記載等がない場合の、下肢静脈瘤に対するK617－2大伏在静脈瘤拔去術は原則として認められると判断した。